東京都立小金井特別支援学校

PTAご案内

保存版

(卒業・転出まで大切に保管してください)



PTA執行部

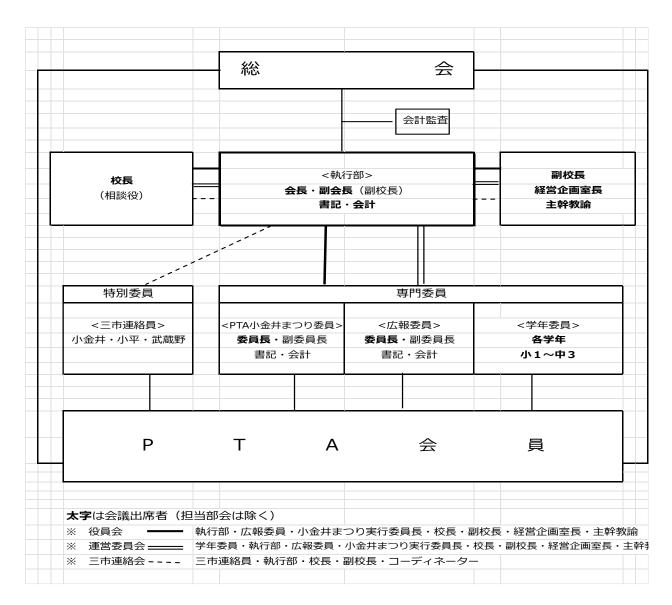
PTAとは、児童・生徒の幸せな成長を願い、保護者と教職員が互いに理解、協力しながら、教育環境の充実・向上と福祉の増進を図るため、会員の意見をもとに活動していく団体です。

下記の資料をご覧いただき、PTA活動に対するご理解とご協力をお願いいたします。

- 1. PTA組織図
- 2. PTA活動の紹介
- 3. PTA団体傷害保険・賠償責任保険
- 4. PTA会則

PTA会費: (一世帯) 月額 250 円 転入・転出の時は月割計算

小金井特別支援学校PTA組織図



PTA活動紹介

PTA執行部

会長·副会長·書記·会計

PTA総会の開催、運営委員会の開催、三市連絡会の開催、 懇談会、講演会の開催、地域及び関連団体との交流等 都知P連(東京都知的障がい特別支援学校PTA連合会)、 全知P連(全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会)、 都特P連(東京都特別支援学校PTA連合会)への参加等

専門委員

《学年委員》 各学年より選出

学年の会員同士の相互理解を深め、コミュニケーションを図るためのパイプ役です。

- 運営委員会に出席する。
- PTAのお知らせ等を会員へ連絡する。
- ・ 小学部 6 年、中学部 3 年は卒業記念品の取りまとめをする。 (卒業記念品代はPTA会費から支払われる。)
- ・ 小学部 6 年、中学部 3 年は卒業を祝う会を開催する場合は各学年で話し合い 決定する。

《広報委員》 各学年より選出

PTAや学校のことを会員に知らせるという目的があります。

広報誌の編集、発行等

《PTA 小金井まつり委員》 各学年より選出

PTA 小金井まつり(障がい者地域交流集会)は、PTA主催で行われ、地域との交流と 親睦を深めるために行われる、PTA会員とその子どもたちの余暇活動です。

PTA 小金井まつりの企画、準備、運営等

特別委員

各市より選出

《三市連絡員》

- 学区域三市のそれぞれの市ごとの交流・連携を深める。
- ・ 放課後・休日・長期休暇の余暇活動、卒後についてなどの情報を集め、会員に公開する。
- ・ 各市への要望書の提出をする。
- 施設見学の企画をする。

PTA団体傷害保険・賠償責任保険のご案内

PTA団体損害保険契約とは、学校・保育所単位のPTAまたは単位PTAが所属 し、もしくは構成員となっている組織を保険契約者とし、原則として単位PTAご とに父母会員、教師会員及びその学校に通学する児童・生徒全員を被保険者とする* **準記名式契約**です。

*準記名式契約とは、契約時には必要無いが、保険金請求時に名簿の提出が必要なもの

1. PTA団体傷害保険

PTAが主催・共催する行事に参加中の傷害事故がお支払いの対象となります。 (行事会場と自宅の通常の経路の往復中を含む)

保険金額(一名につき) 死亡保険金 176万円

後遺傷害保険金 5.5~170 万円

入院保険 日額 2,500円

通院保険 日額 1,500 円

(前年度契約に基づく保険金額であり、毎年契約人数により変動します。)

保険金をお支払いする例

- PTAのバレーボール大会で捻挫して通院した。
- PTA主催・共催の廃品回収作業中、リヤカーに足を挟まれ骨折した。
- PTA管理下における登下校の交通指導中、車にはねられた。

保険金をお支払いできない例

- 故意、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故
- 脳疾患、疾病または心神喪失による事故
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波、戦争、暴動などによる事故
- (注) 児童生徒については『日本体育・学校健康センター法』の定めるところにより給付対象となりうるべき傷害は、本保険の対象となりません。

2. PTA賠償責任保険

PTAが企画・立案・主催する行事において、その行事遂行に伴う事故により 生じた他人の身体障害または財物損壊に起因して、PTAが法律上の賠償責任 を負担する事により被る損害を填補します。

① PTA活動の遂行に起因して生じた偶然の事故により、他人の身体に障害を与えた場合、又は他人の財物を損壊した場合

保険金額 身体賠償 一名 5,000 万円

一事故 30,000 万円

財産賠償 一事故 500 万円

(身体・財物賠償とも一事故につき自己負担1,000円)

② PTAが第三者から借用して、使用・管理するスポーツ用具等の財物をPT A会員等が損壊し、又は紛失した場合

保険金額 一事故 10万円

保険期間中 500 万円

(一事故につき自己負担額 5,000 円)

(前年度契約に基づく保険金額であり、毎年契約人数により変動します。)

保険金をお支払いできない例

- 故意・暴行・殴打による事故
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波、戦争、暴動などによる事故
- 自動車による事故



保険料はPTA会費から支出(一世帯あたり年間 100円) 手続きの窓口は、学年委員 ⇒ 執行部へ